

## 第 21 回熊本市公文書等管理委員会 議事録

1 日時 令和 6 年(2024年)9 月 4 日(水)14 時 30 分から

2 場所 市役所 4 階モニター室

3 出席者(敬称略)

委員会委員 6 名

鈴木 桂樹 (委員長／熊本大学 名誉教授)

上拂 耕生 (熊本県立大学総合管理学部 教授)

小粥 祐子 (崇城大学工学部 准教授)

小野 由起子 (㈱熊本日日新聞社 論説委員)

松崎 景子 (エヌピーオーくまもと 代表理事)

松永 榮治 (弁護士)

4 会議内容

(1)令和6年度(2024年度)条例第9条第5項に基づく廃棄文書に係る審査及び意見聴取

5 配布資料

・00\_次第

・01\_資料1 令和6年度(2024年度)条例第9条第5項に基づく廃棄文書に係る意見聴取  
について

・02\_資料2 廃棄文書の問合せシート(まとめ)

・03\_廃棄文書の現物確認表(審査用)

6 議事

(委員長) 坂口委員が所用のため欠席であるが、委員会規則第3条2項に基づき、開催要件を満たしているので開催する。まず、事務局から説明をお願いする。

※事務局より(1)令和6年度(2024年度)条例第9条第5項に基づく廃棄文書に係る審査及

び意見聴取について説明

(委員長) 現物確認作業を終えてどう扱うかの御意見を頂戴したい。手元の現物確認のシートをもとに判断していきたい。

まず、No.1の審議会関係資料、これはいかがか。

(委員) 形式的な資料であるので、廃棄でよい。

(委員長) 続いて、No. 2の技術管理課の文書はいかがか。

(委員) 廃棄でよい。

(委員長) No.3の水前寺競技場補修工事について、地震関連文書の可能性があると思った。現物は1枚のみであったが、詳しくは別紙と書いてあり、今後担当課に別紙の提出を要求する。その後、地震に関係あるかを判断する。別紙が保管されているのであれば当該文書は廃棄でよい。(条件付きで廃棄可とする。)

No.4は、議員からの要望書である。これも現物は1枚のみである。地震関連ということ念頭に置きながら、議会活動の地震関連資料として延長してもよいのではないかと思った。

No.5は、地震を契機に協定が作られた文書である。熊本地震の教訓を踏まえて協定をつくるという文言が出てくるので、熊本地震関連文書として延長ではよいのではないか。

No.6は、防災関係の文書で、平成30年(2018年)の防災会議で配られた資料である。熊本地震をふまえた防災計画の修正箇所が多い印象であった。この文書が他課で保管されていないようであれば当該文書は延長ではよいのではないか。(条件付きで廃棄可とする。)

No.7は、水保全課の文書で、HPにも挙がっている所以延長不要である。

No.8 はいかがか。

(委員) No.8は、定型的な報告文書で重要ではないと思ったので、延長不要である。

(委員長) 確認すると No.1、2が廃棄。No.3 は他課で保存されているなら廃棄。No.4、5は地震関連として延長してはどうか。No. 6は条件付きで廃棄。No. 7、8は延長不要である。続いて、No.9は台風被害とのことだったので延長不要である。

No.10について委員は延長不要としているが、タイトルに括弧書きで震災とあり、私は震災関連であると思う。もう一度確認していただいて震災関連ではないと判断されたら、廃棄可とする。

No.11は、書類交付の具体的業務に関するものであったので、延長不要である。

No.12も、同様に延長不要である。

No.13は、データの中身としては重要なものが入っているが、文書の特性上、県に提出している文書であるため、大元は県が保有しているのではないかと思った。しかし、それも確認していただき、県が保有していなくて熊本市が使いたいときに使えないようになるのであれば延長の判断をする。

No.14から16は、個別的な文書で延長不要である。

確認すると、No. 9が廃棄。No. 10は条件付きで廃棄。No. 11、12は延長不要。No. 13は他課で保存されていることを確認の上、廃棄。No. 14から16は廃棄。

続いて、No.17 はいかがか。

(委員) No.17は国から配布されたコロナに関する重要な文書であった。しかし、それを河内分室で残す必要はないと思った。市の中心組織が保有しているものであれば、廃棄でよい。大元は国が保管しているものであるから、河内分室で保管している分については廃棄でよい。

No.18は、個別的な事例に関する指示事項であるため、延長不要である。

No.19、20も、具体的な指示事項であるため、延長不要である。

No.21から24は、内容は非常に細かく記載してあったが、まちづくりセンターの業務に関する個別的な内容であるため、延長不要である。

(委員長) まちづくりに関して丁寧に書いてあったが、特定歴史の基準には該当しないという判断でよいと思う。

(委員) No.25から27は、個別内容なので廃棄でよい。

(委員) No.28は、戸籍に関する処理を各課が管理していれば、廃棄可。No.29は、無戸籍のこどもの記載があり、適切に処理できているのか事務局に確認を求める。No.30から32についても戸籍の処理が適切にできていれば廃棄可。No.33は、植木まちづくりセンターの個別的な契約であったので廃棄でよい。No.34は、審査対象外のため見ていない。続いて、No.35の被災者見守りは、熊本地震以降始まった制度である。したがって、震災関連文書として延長をしてもよいのではないかな。

(委員長) 同意する。

(委員) No.36、37については、同じような文書で5年と10年とに分けて保管してあるが、個別の業務であるため廃棄でよい。No.38は、土地調査とあるが植木町の合併関係が主に入っているのので、No.39と合わせて植木町合併の関連として残したほうがよいと思った。歴史的な文書かと思うので、残しておくべきではないかと思う。

(委員長) そうすると、歴史公文書の選別基準の、合併に関わる重要な文書という判断で、歴史的公文書として残すことでよろしいかな。

(委員) 異議なし

(No.40、41はデータなしのため欠番扱い)

(委員) No.42は、単なる調査、回答のため廃棄でよい。

(委員長) 5ページを確定する。No.35は、地震関連資料として保存期間延長をお願いする。No.36、37が廃棄。No.38、39が植木町合併に関する資料として、歴史公文書として残してはどうか。No.42は廃棄。

(委員) No.43から45を見たが、重要なデータはなかった。  
No.46は日常業務の記載だけである。No.47も重要ではなかった。  
No.48、49が少し引っかかっていて他の委員の意見を頂戴したい。

(委員長) 業種レベルの協議会を開くとあるが、確かに内容を見てみると、白川立野ダム関連の会合を開いているが、まずそれ自体は意味あるのか。

No.49、50 はいずれも収受文書になっている。

(委員) 全国市長会からの収受文書と中身は興味深いが、それぞれの事務局が保管していると思われるため、ここで残す必要はないと思う。次の文書は、白川とか立野ダム、加勢川等、重要なものかと思ったが、あまり重要ではなかった。

(委員長) 白川や加勢川の改修関連はどこが所掌しているのか。

(事務局) 土木総務課が期成会の事務局になっている。

(委員長) 承知した。No.43 から 50 は基本的には廃棄であるが、委員と私の印象で少し違ったのは No.44 で、短い文章で確かに質問状と書いてある。

ただ何に関して質問が提示されているかという点と2つあり、1つは市民病院の工事の受注に何か不正があったのではないかと。要するに、入札資格がない業者を参加させているのではという文書。

あと2つ目が、議員の懲戒に関する質疑だった。態度が悪いというものに対する懲戒をしたことに対する質問等で、1つは、市民病院絡みで、市民病院の問題はかなり大きいと思う。

つまり、選別基準でいうと歴史公文書等選別基準「ハ」にあたる市政市民生活または市内で発生した事件に関する重要なものという市民病院の問題と、議員の問題は海外で報道されるほど注目を集めたものもあるため、残してよいと思う。したがって、そこは判断が分かれるところだと思うがいかがか。

(委員) 議員の問題は、平成30年(2018年)、複数回報道されているが、懲戒の本文とかではないので、意味があっても傍証的である。

(委員長) 市民病院に関しては抗議のようなこともあったのかというのは、資料としての傍証性ということで廃棄とする。No.43 から 50 は全て廃棄をお願いします。それから、7ページの No.51 はいかがか。

(委員) No.51 は熊本市主催の文書ではなく、案内をもらっているだけである。したがって、保存しておく必要はない。No.52 も同じく廃棄である。

(委員長) 続いて No.53 はいかがか。

(委員) この内容にあるとおり、対策委員会や、心のアンケートの集計結果をまとめたもので、いじめ関連の重要な文書がアンケートだと思う。内容が別途保管されているということであれば、このファイルは廃棄でよいと思う。

(委員長) 平成 29 年度(2017年度)の心のアンケートの集計結果は経年でデータが保管されているのであれば、廃棄だと思ったが、データとしては非常に興味深い内容であった。したがって、アンケート全体の集計結果が、データで保管されているか確認をした上で廃棄。

(委員) No.54 の事務管理改善関連は、転校した児童に払わなくてよい就学援助を払ったということだった。これは個別の案件で解決もしているため廃棄でよい。

続いて No.55 は、プールのメーターと漏水か所の 2 件が二重請求されていたということで、何が理由で起きたのかという内容を確認したい。お金の出し入れについての依頼文書や、その確認はあったが、そもそもなぜ二重請求が起きたのかという文書はなかった。

ここにあるものは解決しているのであれば廃棄である。学校と教育委員会、別々に請求書が来るといような請求ミスの事例等をどこかでファイリングしているのか疑問は残った。

(委員長) 基本は、そういうトラブルに関する通常の対応面の業務に関する文書ということであるため基本廃棄でよい。

(委員) No.56 から 59 まで、原課から保存期間延長の必要なしと回答があり、まとめてファイルされていたものを拝見した。個人情報について詳細に書かれたデータで、取扱注意であるため何か理由がないと、保管することにも責任が伴う。

しかし、現在教育現場で関心の高い、うつや適応障害の問題である。この詳細なデータを、個人名を伏せる等して、何らかの形で蓄積して活用できるのではないか。

教育委員会でこのデータをもとに対策等をする考えはないのか。もしデータを活用し、今後に生かすなら、残す意味はある。ただ今回平成30年(2018 年)に 5 年期限を迎えているものだけを残すのは難しい。これは 1 番詳細でまとまった形のデータであると思う。判断に迷うので、他の委員の方の御意見を頂戴したい。

(委員長) No.56 から 59 について私も同じような感想を持った。

要するに教育委員会としては、休職とか復職に関する書類なので、日常業務である。しかし、現物確認の理由で言っているように、近年では教職員の心身の健康の問題、要するに教員の働き方の問題が大きくクローズアップされていて、それを考える上で非常に貴重な資料なので、こういった事例を踏まえて考えるべきではないかと思う。そういった勧告をここの意見としてお伝えしたらどうだろうか。歴史公文書かと言われると、基準には当てはまらない。

ただ、今後の原課の政策形成に必要な材料にしてほしいという思いと、もうしばらく、保存期間を延長しておいたかどうかという意見をお伝えしていただくということによろしいか。

(委 員) 異議なし

(委員長) 7 ページは No.51、52が廃棄、No.53 が、経年データ等が確保されているかというのを確認の上廃棄。No.54は廃棄。No.55 は確認の上廃棄。No.56 から No.59 に関しては、ここでの意見として、保存期間を延長して、政策形成に役立てられるのではないかという意見をお伝えいただきたい。

それでは、8 ページ。No.60 は協定関係である。委員の御意見としては、申請等で延長不要ということであった。私も廃棄でよいと思う。協定自体は有効期間が 1 年と書いてある。それを 10 年間の保存期間を過ぎたので廃棄をするという処理なので、廃棄でよい。

No.61 はいかがか。

(委 員) No.61 は、行政手続法や行政手続条例に基づく審査基準が書いてあり、日常業務

で必要ではないと思う。しかし、文書の最後に決裁システムのIDやパスワードが書いてあるが、もう使っていないものなのか確認されたい。マーカーが引いてあり非常に大事だと思ったが、使われていないのであれば廃棄で構わない。

続いて No.62 の指定工事店の処分は廃棄で、それぞれ事故や処分関係で 5 年分保管してあるので問題ない。No.63 の用地処分関係だが、上下水道局所管の公有財産を所管替えするという文書で、一般財産と書いてあり、所管を変更するというのが文書綴りに入っていたので、変更後の部署で持っていれば廃棄で構わない。

次の、No.64、65 について、これは他都市との協定書、契約書等が入っている。これは地震が起きた後から、九州地区でお互い協力しましょうという協定書である。また、大都市との協定書、覚書等が入っているので、これは地震関連で協定書や覚書は残したほうがよいと思う。

（委員長） これは熊本地震関連ではないと思われるが。

（委員） この協定書は上下水道局の災害時相互応援に関する覚書に基づく、平常時における情報公開について情報交換の会議がされていて、お互い覚書を交わしている。さらに拡大して災害時における地震等緊急時に関することも、定義されている。熊本地震とは関係ないかもしれないが、協定書や覚書は残しておいたほうがよいと思う。

（委員長） 確認すると、完結年度は地震前の平成25年（2013年）であり、熊本地震関連ではないようだ。

（委員） しかし、これが熊本地震のときにどう活用されたか、他課に同じ文書がないのであれば残しておく必要はあるのではないか。

（委員長） これは熊本地震を考える上での背景資料として位置づけて、幅広に解釈し熊本関連資料として、延長してはどうかということによろしいか。

（委員） 異議なし

（委員長） さらに、他都市との協定として重要なものというのは選別基準にあるので

それだと歴史公文書になる。

(委 員) 地震で水道が全戸断水等したので、地震前の状態の資料として残しておくのは意味があるかもしれない。やはり、地震関連資料、背景資料として保存期間の延長という扱いでどうか。

(委員長) 私もそう思う。

(委 員) No.66 は廃棄で構わない。

No.67 の保険加入の実施伺で、保存期間は更新していると思うので、廃棄でよい。

No.68 の第6次総合計画事業評価は、ある資料では平成25年(2013年)から平成27年(2015年)までの計画と記載されている。一方で別の資料では平成21年(2009年)から平成24年(2012年)と計画の時期が異なっている。

まず、第6次総合計画が何年から何年までの計画なのか教えていただきたい。また、この文書ファイルの保存期間が10年ということは、平成27年(2015年)から10年なので令和7年(2025年)までの評価があるのではないか。

(委員長) 昨年作成したのは、第7次か。

(事務局) 第8次。

(委員長) 第7次が平成28年(2016年)から始まっていると思うが。

(委 員) 資料の意味がよく分からなかったなので、もう1回見ていただきたい。

(委員長) 第7次に向けてというのは、資料の作成に関する問合せに回答した文書と理解できないか。

(事務局) 第6次総合計画が平成21年度(2009年度)から平成27年度(2015年度)。第6次総合計画の事業評価という場合、毎年度事業評価を行い、9月議会で報告する。照会元となる政策企画課から事業評価依頼があって、上下水道局含む、庁内の関係各

課が各評価をお返しするというような毎年の流れである事業評価だと思う。

（委員長） 毎年、今年度どこまで計画が進捗したかについて報告をする流れがあって、その問合せに各課が答えるということか。

（委員） 現在、第6次総合計画に関しては終わっているということなので、廃棄で構わない。

（委員長） 照会回答と書いてあるので、照会元があるとすれば持っているということか。

（事務局） そうである。

（委員長） では廃棄でよろしいか。

（委員） 異議なし。

（委員） No.69 から 71 は、工業用水の料金表が書いてあった。

それから、No.70 は水栓番号、新しい富合町と城南町の水栓番号をつけたという文書である。これも廃棄でよいかと。No.72 の公務災害関係は、病院局の看護師が他の部署への外勤中、公務中に事故に遭ったときの認定の申請書類であり、これも廃棄で構わない。No.73 は、病院局の規程や要領の改定が書いてあり、現在のものがあれば廃棄で構わない。

次に No.74は市民病院の基本設計とあり、これは保存しといたほうがよいかと。

（委員長） 私もそう思う。

（委員） 次の No.75 の病院跡地、これも、実際は市民病院の駐車場と、湖東公民館の駐車場の所管替えに関する資料なので、これは病院跡地の病院関連として残しておいたほうがよいと思う。

（委員長） 承知した。整理すると、No.60、61 も廃棄だが、ID の記載があり、念のため確認をお願いする。No.62、63 は廃棄。それから No.64、65 は、地震関連かどうかを

考える際の背景資料と位置づけて保存期間を延長して 10 年にしてはどうか。No.66 は廃棄。9ページはすべて廃棄。次に No.74 は現物確認の理由に書いてあるが、市民病院は地震の前から様々な議論があったので、地震以前に、どういう議論がどこまで詰まっていたのかが分かる資料として残しておく必要がある。

今日見させていただいた現物は、2 つのまとめであり、1つは契約書類等がまとめてあったが、貴重なのは技術提案書が綴られていたため、後から考える上での貴重な資料になるので、歴史公文書として残すべきではないかと思った。

それから No.75 の跡地の問題は市民病院絡みではあるが、市民病院の駐車場が市民病院の跡地という意味で、そこをどう利用するかに関する契約は通常文書かと思った。

(委 員) 病院局から所管変更と書いてあったので、所管が変わってしまえば、病院局とは関係なくなるので、病院と関連づける必要もないかと思ったがいかがか。

(委員長) 関連資料として、残す方向で検討していただきたい。では、No.74 は、病院関連の歴史公文書として残す。No.75 についても、念のため、関連する資料として残してよろしいか。

(委 員) 異議なし。

(委員長) 以上、今日の現物確認の資料の取扱い方について、御検討頂いた。

これに関連して、例えば来年こうしたらどうかのような意見も含めて何かあるか。

今年度、金峰山の少年自然の家で大量の資料が出てきた。その中の説明に、システムのログインが所管課と別になっているので、所管課が所管している部署の情報を把握できないと記載があるがこういったことは頻繁にあるのか。

要するにどうして今年になって大量に出てきたのかという質問である。

(事務局) システムの問題ではなく単純に確認不足だと思う。少なくとも少年自然の家の職員と引き継いだ課が、お互い気を付けておけば恐らく防げた事例である。

(委員長) 承知した。他に何かあるか。

（委員） 総務局関係で入札関連の文書が複数あって、問合せをしたら、原課に保存されているので担当課では不要とのことだが、そうした場合、原課に本当にあるか確認する方法はないのか、また、したほうがよいのかが引っかかっている。

（委員長） 来年度作業を始める出発点は原課が、廃棄するかどうかのチェックをしてリストを作ることである。そのときに、廃棄してよいという判断の理由が他課が持っているからということであれば、何か印をつけておいていただきたい。

これは何々課が所管で責任持って保管しているということであれば、我々も判断しやすい。ファイル名は重要そうであっても、他課が持っていると言われたら、廃棄でよいということになる。これは、お互いにあっちが持っていると思い、結局全部なくなるというリスクが考えられるので、確認できるような工夫が今後必要である。他にいかがか。

（委員） 先ほど委員が御指摘されたコロナの対応については、河内の部分が出てきていたが、例えばあれだけ国家としても自治体としても、大きな体制をとって、教訓もある。今後も想定されうるものをどこでどういうふうに残すかを考えておかないといけない。

（委員長） それに関連して教えていただきたいのが、熊本地震については、非常に分厚い取組の報告書があるが、新型コロナについて熊本市の取組をまとめるというような作業はやるのか。例えば発生から 5 類移行まで、非常に大きな出来事だったので、新型コロナ関係は絶対歴史的公文書として残していく必要があると思う。

（事務局） 令和6年(2024年)3月に、熊本市から新型コロナウイルスの対応報告書が出ている。インターネットにも公開されているもので、第一波からの流れは報告書として上がっている。

（委員長） そういうのを参考にして、どのあたりの公文書が大事なのか見当をつけて、残していくというのは必要かもしれない。

11 月に委員会が予定されているが、そのときに、今回の作業等についての来年度

に向けた意見交換等は1つ柱にはなるのか。

(事務局) そういった御意見を伺いたいと思う。1点だけ、前年度から引き続き委員をして頂いている方々に対して、今回から2人1組で作業をお願いしたが、どう感じたか。

(委員) やりやすいと思う。

(委員長) 私が感じたのは、フェーズを分けて、例えば2人1組になったら、1番最初に受け持つ範囲がある。それについての意見は早めに出してもらって、ペア組んでいる人はそれが出てきたのを受けて、それを参考にしながら、チェックをし合うというのが効率的かと思う。

そこは少し段階スケジュールを小刻みにしてほしい。というのが、委員7名で私はペア組む人がいないので、私の役目として全体を見る必要がある。そのときに、全部出そろってから見ようと思ったが、それがなかなか出てこないため、1回目のチェックを、半月ほどで出していただけば、大体1通り目が通ったという状態ができるので、そのあと作業するペアの人も、もう少し確認作業の時間が確保できると思った。

したがって、問合せ段階と現物確認の段階を少しずらしていただきたい。ペアを組むこと自体はよいと思う。

何かあれば次回の委員会で、意見を出していただければと思う。

(了)